

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月22日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

広島県公安委員会規則第 7 号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 6 の項の次に次のように加える。

6 の 2	一般国道 2 号	安芸郡海田町日の出町948番19先から 広島市安芸区船越南2410番 3 先まで
-------	----------	---

別表第 2 の 7 の 3 の項中「安芸郡海田町浜角2013番」を「安芸郡海田町浜角2013番先」に改め、同項の次に次のように加える。

7 の 4	一般国道 2 号	尾道市西御所町13番23先から 尾道市正徳町30番 7 先まで
-------	----------	------------------------------------

別表第 2 の 8 の項中「広島市西区庚午北二丁目 1 番先」を「広島市中区舟入中町 7 番21先」に改め、同項の次に次のように加える。

8 の 2	一般国道 2 号	広島市佐伯区皆賀四丁目158番 1 先から 広島市佐伯区千同二丁目549番 1 先まで
-------	----------	--

別表第 2 の11の項中「安芸郡坂町横浜東一丁目5126番 5 先」を「呉市本通二丁目 1 番15先」に改め、同項の次に次のように加える。

11 の 2	一般国道31号	安芸郡海田町堀川町1556番 1 先から 安芸郡海田町南堀川町1337番12先まで
11 の 3	一般国道31号	安芸郡海田町堀川町1556番 1 先から 安芸郡海田町栄町1512番 1 先まで

別表第 2 の13の項の次に次のように加える。

13 の 2	一般国道54号	広島市中区紙屋町二丁目 1 番 1 先から
--------	---------	-----------------------

		広島市中区大手町一丁目10番先まで
--	--	-------------------

別表第2の15の項の次に次のように加える。

15の2	一般国道183号	広島市中区大手町一丁目10番先から 広島市安佐南区緑井一丁目4290番3先まで
------	----------	--

別表第2の17の2の項中「東広島市安芸津町三津字西石指4708番1先」を「呉市本通二丁目1番15先」に改め、同表の17の3の項中「山県郡北広島町荒神原1171番1先」を「山県郡北広島町荒神字棒路38番31先」に改め、同項を同表の17の6の項とし、同表の17の2の項の次に次のように加える。

17の3	一般国道185号	竹原市竹原町字堀越3144番13先から 竹原市忠海東町四丁目418番7先まで
17の4	一般国道185号	三原市皆実四丁目4番23先から 三原市幸崎町能地555番1先まで
17の5	一般国道186号	大竹市北栄416番2先から 山県郡安芸太田町字門田681番6先まで

別表第2の23の項の次に次のように加える。

23の2	一般国道317号 (生口島道路)	尾道市瀬戸田町萩字清水5032番1先から 尾道市因島洲江町字来緑2143番14先まで
------	---------------------	---

別表第2の25の項中「東広島市西条町吉行642番1先」を「東広島市西条町御菌字上組4216番1先」に改め、同表中25の2の項を削り、25の3の項を25の2の項とし、25の4の項を25の3の項とし、同表の27の項中「竹原市新庄町字舟木屋1365番1先」を「竹原市竹原町北堀1549番1先」に改め、同表の29の2の項中「福山市鋼管町1番先」を「福山市大門町字坂里117番先」に改め、同項を同表の29の3の項とし、同表の29の項の次に次のように加える。

29の2	一般国道487号	江田島市能美町中町字黒管5003番1先から 江田島市能美町鹿川字中郷2768番3先まで
------	----------	--

別表第2の30の2の項の次に次のように加える。

30の3	県道旭戸河内線	山県郡北広島町奥中原字須廻り12番先から 山県郡安芸太田町字中野原380番2先まで
------	---------	--

別表第2中31の3の項を31の5の項とし、31の2の項を31の3の項とし、同項の次に次のように加える。

31の4	県道呉平谷線	呉市中央一丁目4番9先から 安芸郡熊野町大字平谷字深銅887番1先まで
------	--------	--

別表第2の31の項の次に次のように加える。

31の2	県道三原東城線	府中市上下町2092番先から 庄原市東城町川西字榎ヶ坪221番1先まで
------	---------	--

別表第2中32の2の項を32の7の項とし、32の項の次に次のように加える。

32の2	県道高田沖美江田島線	江田島市江田島町江南一丁目2014番先から 江田島市能美町中町字黒管5003番1先まで
32の3	県道広島三次線	広島市南区比治山本町1051番2先から 広島市南区段原大畑町125番1先まで
32の4	県道広島三次線	安芸高田市向原町2337番先から 三次市下志和地町552番1先まで
32の5	県道安佐豊平芸北線	山県郡北広島町移原字下松本78番4先から 山県郡北広島町細見字藤屋939番先まで
32の6	県道江田島大柿線	江田島市大柿町大君塩形879番1先から 江田島市江田島町江南一丁目2014番先まで

別表第2の35の項中「東広島市西条町下見字鴻巣2698番1先」を「東広島市八本松町原9372番2先」に改め、同表の36の3の項の次に次のように加える。

36の4	県道芸北大朝線	山県郡北広島町大朝字下朝枝1188番6先から
------	---------	------------------------

		山県郡北広島町移原字下松本78番4先まで
--	--	----------------------

別表第2の38の項中「東広島市志和町七条栴坂字甲平山87番1先」を「東広島市八本松町大字飯田字大山1907番1先」に改め、同表の40の項の次に次のように加える。

40の2	県道松永新市線	福山市新市町大字相方140番1先から 福山市新市町大字戸手2458番先まで
------	---------	--

別表第2の41の3の項を次のように改める。

41の3	県道下御領新市線	福山市新市町大字戸手602番1先から 福山市新市町大字戸手1157番1先まで
------	----------	---

別表第2の44の項の次に次のように加える。

44の2	県道福山港線	福山市引野町字沖浦5811番6先から 福山市手城町千間土手3313番6先まで
------	--------	---

別表第2中45の3の項を削り、52の項の次に次のように加える。

52の2	県道中野駅家線	福山市加茂町下加茂1203番先から 福山市加茂町中野247番5先まで
------	---------	---------------------------------------

別表第2の82の3の項の次に次のように加える。

82の4	呉市道中央二河町線	呉市中央四丁目1番7先から 呉市西中央四丁目9番4先まで
82の5	呉市道宝町本通線	呉市本通四丁目6番8先から 呉市中央四丁目3番3先まで
82の6	呉市道呉駅前本通6丁目線	呉市西中央一丁目1番1先から 呉市西中央四丁目1番17先まで

別表第2の106の項の次に次のように加える。

106の	福山市道城山線	福山市新市町大字相方2034番2先から
------	---------	---------------------

2		福山市新市町大字相方1089番34先まで
106の 3	福山市道駅家加茂線	福山市駅家町大字服部永谷195番1先から 福山市加茂町大字下加茂友末1201番3先まで

別表第2中113の9の項を113の12の項とし、113の8の項の次に次のように加える。

113の 9	東広島市道志和流通 1号線	東広島市志和町冠字嵯峪43番先から 東広島市志和町七条柵坂字尾ノ下1025番1先まで
113の 10	東広島市道冠南9号 線	東広島市志和町冠字嵯峪160番1先から 東広島市志和町冠字嵯峪153番1先まで
113の 11	東広島市道土与丸中 島線	東広島市西条町吉行字行国457番1先から 東広島市西条町吉行字向1番36先まで

附 則

この公安委員会規則は、平成30年4月1日から施行する。